





- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの
- 八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一以上を減ずることとならないもの
- 九 事業施行期間の修正又は変更
- 十 資金計画の修正又は変更
- 十一 施設住宅区、既存住宅区又は集合農地区の修正又は変更で、第五号から第八号までの修正又は変更に伴うもの
- 十二 施設住宅内の住宅の予定戸数の修正又は変更で、当初事業計画において定めようとし、又は定めた予定戸数の十分の一を超える戸数の増減を伴わないもの
- 十三 第四号に掲げるものに準ずる軽微な設計の概要の修正又は変更で国土交通省令で定める施行規程の修正又は変更のうち法第五十九条第十項の政令で定める軽微な修正又は同条第十五項の政令で定める軽微な修正又は変更で、次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 費用の分担に関する事項の修正又は変更
- 二 住宅街区整備審議会の委員の選挙又は選任に関する事項の修正又は変更
- 三 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、修正、変更又は廃止
- 四 地積の決定の方法に関する事項の修正又は変更
- (住宅街区整備審議会の委員の定数の基準)
- 第二十二条** 法第五十六条(法第六十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅街区整備審議会の委員の定数の基準は、次のとおりとする。
- 一 面積十ヘクタール未満の施行地区(工区ごとに住宅街区整備審議会を置く場合においては、工区。次号において同じ。)五人以上十人以内
- 二 面積十ヘクタール以上の施行地区 五人以上二十人以内
- (国土交通大臣又は都府県知事の認可を要しない事業計画の変更)
- 第二十三条** 法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の政令で定める軽微な変更は、第一十一条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)に掲げるものとする。
- (住宅街区整備審議会の委員の選挙等)
- 第二十四条** 住宅街区整備審議会の選挙及び改選に関しては、土地区画整理法施行令第十九条から第四十二条まで及び第四十三条から第五十五条までの規定を準用する。
- (收用委員会に対する裁決の申請手続)
- 第二十五条** 法第六十六条第二項において準用する土地区画整理法第七十三条第三項(法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十八条第三項並びに法第八十三条において準用する土地区画整理法第一百一条第四項、第一百十四条第四項及び第一百十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合は、土地区画整理法施行令第六十九条の規定を準用する。
- (設置又は堆積の制限を受ける物件)
- 第二十六条** 法第六十七条第一項の政令で定める軽易な工作物は、その重量が五トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)のに限る。)で、その床面積の合計が九十平方メートル以下のもの
- (既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)
- 第二十七条** 法第六十八条第一項の政令で定める軽易な工作物は、次に掲げるものとする。
- 一 車庫、物置その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)で、その床面積の基準

二 建築物以外の工作物で、その水平投影面積が九十平方メートル以下のもの  
(三月の予告期間を要しない建築物の軽微な移転又は除外)

**第二十八条** 法第七十七条において準用する土地区画整理法第七十七条第三項ただし書の政令で定める軽微な移転又は除外については、土地区画整理法施行令第七十七条の規定を準用する。(建築物等の移転又は除外の通知等に代わるべき公告)

**第二十九条** 法第七十七条において準用する土地区画整理法第七十七条第四項の規定による公告については、土地区画整理法施行令第七十七条の規定を準用する。

(事務所備付簿書)

**第三十条** 法第七十七条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の政令で定める簿書については、土地区画整理法施行令第七十三条(第三号を除く。)の規定を準用する。

**第三十一条** 法第七十五条第三項に規定する一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分及び施設住宅の公用部分の共有持分の割合(施設住宅敷地等の共有持分の割合)

**第三十二条** 法第七十六条第二項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。  
一 人の居住の用に供される部分については、三十平方メートル以上五十平方メートル以下  
二 事務所、店舗その他これらに類するものの用に供される部分については、十平方メートル以上二十平方メートル以下  
(過小な床面積の基準)

**第三十三条** 換地計画の変更のうち法第八十一条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、従前の宅地の分合筆又は従前の宅地について存する権利の変更に伴うもの

二 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの

三 施行者が取得することとなる施設住宅の一部等の明細の変更

四 前三号に掲げるもののほか、換地計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(縦覧手続を省略することができる換地計画の変更又は修正)

**第三十四条** 換地計画の変更又は修正のうち、法第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項の政令で定める軽微な若しくは形式的な変更又は法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第八十八条第五項ただし書の政令で定める軽微な若しくは形式的な修正については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「変更で」とあるのは「変更又は修正で」と、同条第三号及び第四号中「変更」とあるのは「変更又は修正」と読み替えるものとする。

(換地計画の縦覧についての公告)

**第三十五条** 法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第八十八条第二項(法第八十一一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第三条の規定を準用する。

(過小宅地の基準)

**第三十六条** 法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十八条第二項(法第八十一一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第三条の規定を準用する。

(過小宅地の基準)

(特別の考慮を払つて換地を定めることができる宅地)

第三十七条及び第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十五条第一項第一号から第五号まで及び第七号の政令で定める施設及び宅地については、土地区画整理法施行令第五十八条の規定を準用する。

の国土交通省令で定めるものに係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額に二分の一を乗じて得た額とする。

大都市等の特例

**第三十八条** 法第八十三条において準用する土地区画整理法第百九条第一項の公告及び減価補償金の交付基準については、土地区画整理法施行令第六十条の規定を準用する。

**第三十九条** 第八十三条において準用する土地区画整理法第二百十条第一項の規定によること。

(宅地の立体化手続の特則)  
**第四十条** 法第九十条第一項の場合においては、第三十三条第三号中「施設住宅の一部等」とある

のは、「施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

**第四十一条** 法第九十三条第一項の政令で定める重要な公共施設は、次に掲げるものとする。

二 都市計画において定められた道路、公園、緑地、広場、運河及び水路  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路

四三 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第三条第一項に規定する河川  
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

五 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第一条第一項に規定する海岸保全施設

(管理規約の総覽等)  
**第四十二条** 施行者は、法第百条第一項の規定により管理規約を定めようとするときは、管理規約

を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間と公告するところも、施設主又は施設主任教諭に開催権利を有

日 細賀の場所及び細賀の田畠を公合で分ることとす。又が詔任守に付か詔任守に付し林利を有する者又は有することとなる者にこれらの事項を通知しなければならない。

施設住宅又は施設住宅敷地に関し権利を有する者又は有することとなる者は、総覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出することができる。

**第四十三条** 施行者は、法第一百条第一項後段の認可を申請しようとするときは、前条第一項の規定によつて提出した意見書の要旨と都守県知事に提出しなければならない。

個人施行者又は住宅街区整備組合は、前項の規定により意見書の要旨を都府県知事に提出する

ときは、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

**第四十四条** 法第一百一条において準用する土地区画整理法第百三十三条第一項の規定による公告について、上記に付随して同法第二十五条の規定を準用する。

(農業委員会及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更)においては、土地団地整理事業施行令第七十五条の規定を準用する。

**第四十五条** 法第一百一条において準用する土地区画整理法第二百三十六条第一項ただし書の政令で定める軽微な場合については、土地区画整理法施行令第七十六条の規定を準用する。

## 第六章 都心共同住宅供給事業

(都県市共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助) 第四十五条の二 法第一百一十条の十第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都

心共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設又は関連公益の施設の整備に係るものに限る。次項において同じ。）のうち共同住宅の共用部分又は関連公益的施設（次項において「共

同住宅の共用部分等」という。) であつて、国土交通省令で定めるものに係る費用の額に三分の一

を乗じて得た額とする  
法第一百一条の十第三項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用のうち共同住宅の共用部分等であつて前項の国土交通省令で定めるものに係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等であつて同項

二 法第二十一条第二項において準用する場合		三 第三条第四項若しくは第五項	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第一百八条第一項	第三条第四項若しくは第五項	法第三十六条において準用する場合	第三条第四項
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第九条第一項及び第三項	第四条第一項	第九条第一項第三号	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十三条第一項
第九条第五項、第十一 条第四項及び第六項	第三条第一項	市街地とそののに適当でない地域又は土地 区画整理事業	住宅街区整備事業
第十一条第四項	第四条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特別措置法第二十九 条第一項	同法第三十三条第一項
法第四十五条第二項において準用する場合			

読み替える規定		読み替えられる字句	
読み替える規定		読み替えられる字句	
第三十二条第九項	第十四条第一項又は第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第一項
第三十三条第四項	次条第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第一項
第三十三条第四項	次条第二項	当該部会を組織する組合員	当該部会を組織する組合員
第三十三条第三項において準用する場合	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法第五十一条において準用する場合	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える規定	読み替えられる規定	読み替えられる規定	読み替えられる規定
第三十二条第三項、第四項前段及び第十項、第三十三条第二項及び第四項	事業計画又は事業基本方針	事業計画	事業計画
第三十三条第四項	次条第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第一項
第三十三条第三項において準用する場合	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法第五十一条において準用する場合	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える規定	読み替える規定	読み替える規定	読み替える規定
第十八条(見出しきを含む。)、第三十九条第二項、第五十条第四項、第六項及び第七項	事業計画又は事業基本方針	事業計画	事業計画
第二十条第一項、第三項及び第五項、第二十一条第三項	区域(同項に規定する認可の申請については、施行地区)	区域	区域
第二十条第一項	第十四条第一項又は第三項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第一項
第二十一条第一項	各号(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。)	各号	各号
第二十二条第一項	第十四条第一項から第三項まで	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第一項
第二十二条第一項	各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。)	各号	各号
第二十二条第一項	事業計画若しくは事業基本方針	事業計画	事業計画
第二十二条第一項	市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業	住宅街区整備事業	住宅街区整備事業









第六十一条	施行後の宅地の価額の総額	施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項に規定する一般宅地をいう。以下同じ。）の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部（同法第二十八条第六号に規定する施設住宅の一部をいう。）の価額の総額の合計額から施行者が取得することとなる施設住宅敷地（同条第五号に規定する施設住宅敷地をいう。以下同じ。）又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額
第六十二条	（事務の区分）	（事務の区分）
第六十三条	（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の七第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）	（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の七第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）
第六十四条	第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものと除外。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）
第六十五条	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。
第六十六条	一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）	一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）
第六十七条	二 第十七条において準用する土地区画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務	二 第十七条において準用する土地区画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務
第六十八条	三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）	三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）
第六十九条	四 第四十三条第二項に規定する事務（国土交通省令（の）委任）	四 第四十三条第二項に規定する事務（国土交通省令（の）委任）
第七十条	第五十二条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。	第五十二条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

（法附則第三条第一項の政令で定める施行者）

第二 条

法附則第三条第一項の政令で定める施行者は、都府県、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社とする。

（法附則第三条第一項の規定による貸付金の償還期間等）

第三 条

法附則第三条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

（法附則第三条第一項の規定による貸付金の償還期間等）

第四 条

前項の期間は、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三条第一項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日の前々日）の翌日から起算する。

附 則 抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、公布の日から施行する。

（平成二年法律第六十二号）

附 則

（平成二年九月一日政令第二一八二号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和五十六年八月三日政令第二一六八号

附 則

（昭和五六年八月三日政令第二一六八号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（昭和五七年十月一日政令第二一六八号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和五十七年十一月十五日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（昭和五七年十一月十五日政令第二一六八号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和五十七年十一月二十日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（昭和五七年十一月二十日政令第二一六八号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和六十三年十一月十五日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（昭和六十三年十一月十五日政令第二一六八号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（昭和六十四年四月一日政令第二一六四号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成四年四月一日政令第二一六四号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成五年五月六日政令第一六四号

附 則

（平成五年五月六日政令第一六四号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成六年九月一九日政令第三〇三号

附 則

（平成六年九月一九日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成六年十月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成六年十月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成六年十一月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成六年十一月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成七年二月二日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成七年二月二日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成八年二月二日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成八年二月二日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年二月二日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年二月二日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年三月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年三月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年四月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年五月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年五月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年六月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年六月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年七月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年七月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年八月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年八月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年九月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年九月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年十月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年十月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年十一月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年十一月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成九年十二月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成九年十二月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年一月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年一月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年二月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年二月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年三月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年三月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年四月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年五月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年五月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年六月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年六月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年七月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年七月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年八月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年八月一日政令第三〇三号）

抄

(施行期日)

第一 条

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

（法附則第三条第一項）

附 則

（平成十年九月一日政令第三〇三号）

抄

(施行



附 則  
(平成二十八年一月二十九日政令第二七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年八月四日政令第二二二四号)

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

**付録** (令和五年二月六日政令第三五〇号)

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

**付録** (第三十一条関係)

R<sub>1</sub>  
A<sub>i</sub>  
R<sub>1</sub> / M<sub>i</sub>  
A<sub>r</sub>

R<sub>1</sub>は、その者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分又は施設住宅の共用部分の共有持分の割合  
A<sub>1</sub>は、その者が取得することとなる施設住宅の一部の床面積

A<sub>i</sub>は、施設住宅敷地にあつては、当該施設住宅敷地にある各施設住宅の一部の床面積、施設住宅の共用部分にあつては、当該施設住宅の共用部分を共用する各施設住宅の一部の床面積  
r<sub>1</sub>は、施設住宅敷地にあつては、その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置による利用価値による比率でA<sub>1</sub>に対応するもの、施設住宅の共用部分にあつては、その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置による当該施設住宅の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率でA<sub>1</sub>に対応するもの

r<sub>i</sub>は、施設住宅敷地にあつては、当該施設住宅敷地にある各施設住宅の一部の位置による当該施設住宅敷地の利用価値による比率でA<sub>i</sub>に対応するもの、施設住宅の共用部分にあつては、当該施設住宅の共用部分を共用する各施設住宅の一部の位置による当該施設住宅の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率でA<sub>i</sub>に対応するもの

**備考** A<sub>1</sub>及びA<sub>i</sub>については、同一床面積当たりの容積が著しく大又は小である施設住宅の一部があるときは、必要な補正を行うものとする。